



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2017
12.20

no.155

Report

① 高校生のための憲法入門

東京学芸大学教育学部 斎藤 一久 1

② 第17回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 高学年キャンプ・いらずの森 2016

加賀おやこ劇場 4

③ 第17回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 チャイルド・ライツ・プロジェクト 2016 年度活動報告

国際子ども権利センター(シーライツ)ユースYouth for Rights
小河原彩花、辻実菜未、土志田幾美、西岡あゆみ 10

④ 第17回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 NPO 法人 子ども支援塾ステップ活動報告

NPO法人子ども支援塾ステップ 理事長 嶋本 勝博 14

Document 2017.8.1 ~ 2017.10.31

子どもの人権や教育に関する報道と記録から

22



高校生のための憲法入門

東京学芸大学教育学部 斎藤 一久

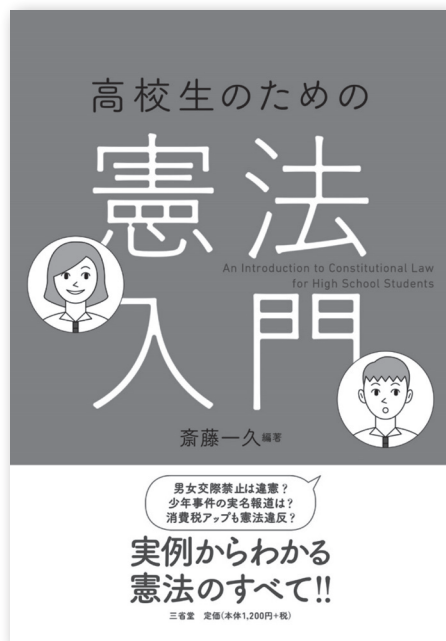
日本国憲法施行 70 周年に合わせて、今までにはない憲法の本を作ってみたいというのが、『高校生のための憲法入門』作成の原点です。

高校では現代社会や政治・経済で憲法を学びますが、高校の教科書はページ数が少ないこともあり、淡々とした説明が続くことが多々あります。また図書館に入っている高校生向けの憲法の本も、憲法とはこうだ! 権利とはこうだ! といった上から目線の本ばかりです。そこで、高校生が次はどんな話だろうと、次のページをめくりたくなるような本にしています。まさに高校生目線で書かれた憲法の本なのです。

本書は 26 章から構成され、各章では高校生の素朴な疑問から始まり、話が展開しています。たとえば「勉強するより、働く方が重要でしょう。うちの大学生の兄貴なんか、大学の授業を休んで、バイトしているけど(笑)」から、憲法学で最も重要な概念の一つとされる二重の基準、つまり精神的自由が経済的自由より優越するという原則を説明しています。また「最近、コンビニのアルバイト始めたけど、時給、安すぎ。この前は、商品並べてたとき、つぶしちゃったケーキ、買い取れとか言われたし、これじゃ、ボランティアになっちゃうよ」から、ブラックバイト、労働基準法、最低賃金、団結権の話を説明しています。

章のテーマとしては、他には学校での持ち物検査、少年の実名報道、内申書など、高校生の身近なテーマを取り上げ、憲法学の観点から検討しています。

またコラム充実しています。同性婚やトランプ大統領といった最新のテーマから、裁判傍聴の仕方、拘置所に勾留されている人への差入の話といった実践的過ぎる話まで、多彩な内容で構成されています。たとえば東京拘置所では「缶詰の品ぞろえも抜群です。ミカンやモモだけでなく、メロン、マンゴー、アスパラガス、タラバガニまでもあります」など。このように教科書や資料集にも書いていないような話を盛り込んでいます。ちなみに私の一押しは、「田中角栄と憲法」です。



■ 斎藤 一久 編著

■ 『高校生のための憲法入門』

(三省堂、2017 年)

ところで、NHKの「日本人の意識」調査（NHK放送文化研究所編『現代日本の意識構造（第8版）』[NHK出版、2015年]）では、「権利に関する知識」という調査が実施されています。同調査では、「憲法によって、国民の義務ではなく権利とされていると思うもの」を、以下の6つの選択肢の中からいくつでも選べるという質問で、「思っていることを世間に発表する《表現の自由》」「人間らしい暮らしをする《生存権》」「労働組合をつくる《団結権》」などが設定されています。

1973年の調査開始以来、5年ごとに調査が行われていますが、直近の2013年の調査において認知度が高いものは《生存権》で78%、《表現の自由》は36%、《団結権》は22%です。

大学の憲法学の授業では、先の挙げた二重の基準の理論から、《表現の自由》が権利の中でも最も重要であると学びます。しかしながら、国民の権利意識では、《表現の自由》は低いのです。またこの調査では、選択肢に「税金を納める《納税の義務》」も含まれています。権利を尋ねているにもかかわらず、《納税の義務》の認知度は47%と比較的高く、1973年の34%から一貫して上昇しているのです。

納税義務の認知度が高いのは、小学校・中学校で学ぶ憲法教育が成功しているからかもしれません。つまり憲法の「三大原則」と並び「三大義務」として、納税義務が大きく扱われていることが影響を与えているものと思われます。しかし、憲法学からすると、自由の基礎となる憲法典には、権利を書き込むことが重要であって、義務は付随的なものにすぎません。それに、日本国憲法の三大義務は、本来の意味からすると、「義務」とは言い難く、あくまで心構えを説いているだけなのです。たとえば勤労の義務について言えば、働かない人が刑務所に入れられたという話は聞いたことがないでしょう。現実的には罰則を伴うような法的義務ではないのです。教育を受けさせる義務や納税義務も、法的義務とは言えない要素が強いのです。このような憲法をめぐる基礎的な話、そして誤解を解く力も冒頭でまとめてあります。

最後に『高校生のための』と銘打っていますが、大人も、そして中学生も楽しめる内容になっていると思います。ぜひ皆さん、お手に取って頂ければ幸いです。

最後の最後に、2018年度から小学校で導入される「特別の教科」としての道徳に続き、中学校でも道徳が導入される予定です。光村図書の中学校道徳の教科書には、憲法学でもリベラル派の学者である森英樹先生（名古屋大学名誉教授）の「私の職業を奪わないで」（『新版 主権者はきみだ 一憲法のわかる50話（岩波ジュニア新書）』）が掲載されることになり、かなり驚きました。

もっとも取り上げられた文章は、権利をめぐる生々しい話ではなく、やはり当たり障りのないものです。しかし憲法学の話が道徳の教科書に取り上げられるというのは、画期的な話であることは言うまでもありません。『高校生のための憲法』が道徳の教科書に掲載される——そんな時代が来ると、学校ももっと自由に子どもの権利について話ができるようになるのではないのでしょうか。そんな期待を込めて筆を置きたいと思います。

なお姉妹書に斎藤一久編著『高校生のための選挙入門』（三省堂、2016年）があります。もっと専門的に勉強した方には西原博史・斎藤一久編著『教職課程のための憲法学入門』（弘文堂、2016年）、さらなる憲法マニア向けにはヤン＝ヴェルナー・ミュラー（斎藤一久ほか監訳）『憲法パトリオティズム』（法政大学出版局、2017年）がありますので、併せて手に取って頂けると幸いです。

「高校生のための憲法入門」

内容

はじめに

第1章 人権

- 1 いじめは人権侵害ではない？
- 2 人はみな平等とは言うが……
- 3 校則での男女交際禁止
- 4 プライバシー権って、憲法のどこ？
- 5 平等は超難関！
- 6 お金がなければ勉強できない
- 7 内申書に響くぞ！
- 8 パワーストーンと信教の自由
- 9 ヘイト・スピーチと表現の自由
- 10 教科書裁判
- 11 少年の実名報道
- 12 小学校のときの夢と現実
- 13 ミッキーマウスと憲法
- 14 健康で文化的な最低限度の生活
- 15 義務教育って、本当に無料？
- 16 ブラックバイトに対抗するには？
- 17 持ち物検査
- 18 逮捕されたら、どうする？

第2章 統治

- 1 国会議員の仕事は法律をつくるだけか
- 2 総理大臣の選挙って、あった？
- 3 裁判所に行くってヤバイよね
- 4 東京都もドルを導入できるのか？
- 5 消費税アップは憲法違反ではないのか？
- 6 9条と沖縄
- 7 天皇ってどんな人なの？
- 8 憲法のアップデートはどこまでできる？

コラム

- 1 憲法だけでなく、民法も学ぼう！
- 2 憲法条文ベスト3
- 3 背番号のない女子野球部員
- 4 女子校が違憲と言うが……
- 5 同性婚、そしてパートナーになる権利
- 6 憲法判例ベスト3
- 7 国歌斉唱
- 8 条文暗記が憲法の勉強？
- 9 トランプ大統領と憲法
- 10 差入屋
- 11 死刑は合憲か？
- 12 田中角栄と憲法
- 13 裁判傍聴に行ってみよう！
- 14 沖縄国際大学ヘリ墜落事件
- 15 憲法9条にノーベル平和賞を
- 16 憲法を学んで高校教員になる





高学年キャンプ・いらずの森2016

加賀おやこ劇場

加賀おやこ劇場の目的

優れた児童文化を鑑賞し、その創造研究普及のために努力し、それを通して未来の担い手となる子ども達の自主性、創造性、民主性を育み、豊かな人間に成長することを図ります。大人と子どもが、交流連帯する中で子どもの幸せを守ります。(規約より)

毎年実施している親のおしゃべり会

(小学生高学年～中学生の保護者と高校生以上の保護者とのおしゃべり会)

※反抗期をむかえている子どもとの関係に悩みをもっている保護者が具体的にその問題を聞いてもらい、皆で共感することから始め、先輩の保護者に経験してきたことを元にアドバイスをしてもらう。

※皆で今の子ども達が学校生活・友人関係などで抱えてる問題を出し合いながら、劇場の子ども達の活動について話し合う。

①今の子ども達が異常に忙しい…疲れている

(スポーツ関係・学習関係習い事が毎日の放課後の時間を占めている)

②家でゲームばかりし、生活時間が乱れることで親子でぶつかる。

③スマートフォンの問題を学校で保護者どうし共感しにくい。親がスマホ依存に近い。その結果子どもも依存になる。ラインのいじめがおきている。

④子ども達が集団で外で遊んでいる姿がない。集団で遊ぶことが苦手。人間関係を上手につくれない。他人からどう思われるかばかり気にしている。自己肯定感が持てない。

異年齢で大勢で戯れ、学校以外の居場所・人間関係を作る事はとても大事。

自然体験や生活体験を集団ですることで他者との関係を作る力が育つ。(協力して取り組む)

活動を考え企画し準備することで子ども達のリーダーとしてのスキルやコミュニケーション能力が育つ。



異年齢の集団作り・居場所作り

異年齢集団で子どもが安心して楽しく集まれる居場所を作るためには、子ども達の集団を作らないといけない。そのためには親からも日常の生活からも離れ、テレビも何もない自然の中での共同生活がいいと高学年キャンプ・いらすの森が始まりました。

4月17日 新高校生歓迎会

今年度から一緒に活動の企画・準備をする高校生グループに入った新高校生の歓迎会

- ・今年度の活動計画をたてる
- ・集団作りの第1歩

4月3日事前に集まり企画する
場所・日時・活動内容を決める

たこ焼き…予算をたて買い出しをし、材料準備



高学年（小学生4年生以上）キャンプに向けて

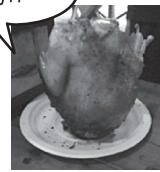
6月12日 夏のキャンプに向けて交流会

キャンプの目的

『異年齢・いろんな学校の人と仲良くなり、大自然の中で協力することができること』

自分達の力だけでキャンプができるよう、大人には手出しをしないで見守ってもらいます。

恒例の
鶏の丸焼き



7月17日(日)第1回キャンプ打ち合わせ

自己紹介をする…初めて参加する小学生たちがお互い仲良くなるようにフルーツバスケットなどの遊びを交えながら進めていきます。

7月30日(土)第2回キャンプ打ち合わせ.

生活班（事前にリーダー達が縦割りの班を作る）に分かれて、夕食、朝食のメニューを考え、買い物リストを作る。鍋などの必要な物の担当者を決める。

前日までの準備

テントの確認 7月29日(金)

しおりの作成 7月29日(金)

劇場にある荷物を取りに来る(30分程) 前日

1日目 8/6(土)

	内 容	
9:00	・イオンに集合 受付 / 集金 ・班ごとに買出し	
10:00	・バスに乗って県民の森へ	
	・到着後 班ごとにテントを張る (4～5人グループ)	テント班 (横割)
	・みんなで遊ぶ (子ども達が考えた変形おにごっこなど)	
16:00	・班ごとに夕食作り	生活班 (縦割)
	・キャンプファイヤー ・花火 ・肝だめし	
	・自由時間・就寝	

2日目 8/7(日)

	内 容	
8:00	・班ごとに朝食作り	生活班
	・テントの片付け 終わったら遊ぶ	テント班
	・昼食作り (大人にも協力してもらう)	
14:00	・県民の森出発	
15:00	・イオンに到着・解散	

リーダー達が遊びの準備・テントの建て方の説明など全体の進行を分担で担当します。ひとり遊びの機械類は持ち込み禁止です。このキャンプで子ども達の距離が一挙に縮まります。男女年齢を超えて仲間になっていきます。また、キャンプには危険が伴うので、リーダーの話はしっかり聞くということは徹底させます。



11月30日(土)げきじょう祭りに参加

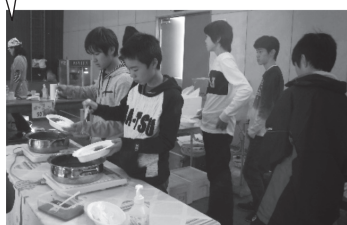
毎年地域の人達が大勢来てくれます



6年生は
おばけやしき



前日みんなで協力して作ったカレーライス。
米も野菜の地元産です。



中学生以上はカレーライスのお店…
売り上げは子ども達の活動費に



2017年1月8日～1月9日 県内高校生交流会 IN 金沢キゴ山

高校生交流会を経て Winter キャンプを企画し進行します。

子ども達とやる遊びの研修



1月9日～1月10日 県内劇場の高学年 Winter キャンプ IN 金沢キゴ山

★がっちゃんおにやドッチボール、くさりおに、
などの遊びがとても楽しかった。これからも積
極的に劇場のイベントに参加したいです。(小6)

★知らなかった人とも仲良くなったので良かった
です。プレゼント交換で他の人と触れ合えたの
で良かったです。来年も参加したいと思いま
した。高校生の人とも仲良くみんなで遊べて楽
しかったです。(小4)

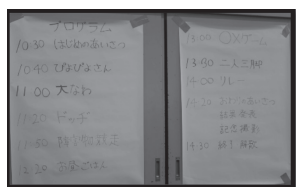
今年は雪が無く
外で全員で遊ぶ



夜は体育館で全員で遊ぶ



2月5日 県内劇場大運動会



競技を考え、チーム分けをし、道具を準備と事前の用意が大変です。集まる時間を合わせるのが大変な中分担し、協力して実行していきます。

3月18日～20日 いらずの森 鶴来青年の家

「いらずの森」は、春休みに行われている高学年のワークショップの名称です。国立能登青年の家の裏にある森は、気多大社の鎮守の森として入らずの森と呼ばれています。それと、親要らずの合宿をかけて子ども達がネーミングしました。1995年8月第1回目、まだ「ワークショップ」という単語すら聞いたことがなかった時代から年1回休むことなく継続して行われています。プレイ（劇作り）とダンスに分かれて最終日に保護者呼んで発表します。

ダンスチーム

本番にむけて練習 講師の先生方が音楽振付を考えてくれますが、高校生には自分達で振付を考える場面も与えられます。小学生4年生からチーム一丸となって練習して作り上げていきます。



★ ダンス本番発表 ★



プレイチーム

プレイチームは表現活動のワークショップをしています。「童話」を4こまで表現して、見ている人になんの童話か当ててもらいます。



白雪姫



シンデレラ



背中に書いてある言葉をおに
ごっこをしながら色々な人に
質問して当てるワーク。「私は
人間ですか?」「私は物です
か?」「私を好きですか?」「何
色ですか?」など



プレイ本番



プレイ本番。グループに分かれて発表。

(台本を作り小道具を作成しキャスティングし練習して。)



- ★3日間楽しかったです。今回プレイで劇を作っていくのは面白かったです。3日間じゃたりないっていうくらい。もっと長いといいのに思いました。(小5)
- ★ダンスをしたり、遊んだり、充実した3日間でした。ダンスは難しかったけど高校生や青年の人も教えてくれるようになりました。本当にありがとうございました。来年もまた来ます!(中1)
- ★高校生最後のいらすでもとても楽しかったです!サプライズ本当に嬉しくて涙が出そうになりました。ありがとうございました。(高3)
- ★私は初めてのいらすの森でした。プレイのグループに入ってすごく高校生と仲良くなりました。劇本番はアドリブ入ってびっくりしました。(小4)

大学進学・就職する高校3年生に色紙のプレゼント。県外に出ていく子ども達もいます。皆「たくさんの友達ができました。また戻ってきます」と。

子どもの活動は継続していくことが大切だと考えています。それは子ども達の成長が目に見え、それを子ども達自身が認め合うことで本人の自信に繋がっていくからです。何か問題が起きたら自分達で話し合い解決していく力、下の子ども達の話し合い手・遊び合い手となり関係を作っていく力、皆を引っ張っていく力など子ども達の変化は凄く、感動します。逆に人は信頼できる仲間ができると心が強くなることを私達大人に教えてくれます。



チャイルド・ライツ・プロジェクト 2016年度活動報告

国際子ども権利センター（シーライツ）ユース Youth for Rights
小河原彩花、辻実菜未、土志田幾美、西岡あゆ



国際子ども権利センター（シーライツ）は、子ども自身やまわりのおとなと共に子どもに対するあらゆる権利を守ること、そして、子どもの権利の大切さを社会に伝えることをミッションとし、すべての子どもたちが「子どもの権利条約」に示されているすべての権利を保障される、子どもにやさしい社会を目指して活動しています。活動する際、大切にしていることは、子ども・おとな・社会のエンパワメントです。

海外事業のカンボジア・プロジェクトでは、子どもの人身売買や児童労働防止事業、現地の NGO とのパートナーシップ事業を行っています。特に、事業地であるタナオコミュンでは、現地スタッフがワークショップやミーティングを通して、子どもたちが本来持っているちからを発揮できるように働きかけ、子ども主体の活動を展開しています。さらに、子どもから子どもへ、子どもからおとな / 地域へ子どもの権利や子どもの声の他、英語やクメール語、有機栽培の方法など学んだことも発信することで、子どもにもおとなにもやさしい地域づくりにつながっています。

国内事業では、子どもの権利を広めたり国内外の子どもに関する課題を知り、考える機会を持つために、子どもとユースと一緒に学習会やセミナーを運営したり、プロジェクトに取り組んでいます。

ユースチームは今年度、新しいメンバーを迎えながら活動を継続してきました。これまで以上に「子ども主体」の活動をユースが一丸となってサポートするために、年間を通して新しいメンバーとの関係を築き、昨年度と同様に、ユースメンバーで対話をして、意見をシェアする機会を多く設けました。

まず内部学習会を継続し、前期と後期で異なる方法で実施をしました。前期は、昨年度のように、その日の学習会の担当になったメンバーが関心のあるテーマを取り上げ、それについて調べたものを学習会内で発表し、みんなで「子どもの主体性」という観点を取り入れながらディスカッションをするという流れで、全部で3回の学習会を行いました。第1回目は「18歳選挙権」、第2回目は「メディアにおける子どもの姿」、第3回目はネット高校やタブレット教育に触れながら「子どもの学習権」を考えるという内容で、毎回とても議論が盛り上がるために話が終わらず、次の回にまたがって同テーマを扱うということもありました。

後期は、子どもの権利を色々な側面から考えることができるようなドキュメンタリー作品や、「子どもの主体性」を実践している場の事例（映像）を見て、それをもとに各々が感じたことや考えたこと、

疑問点などを何でも発言できるような学習会の形をつくりました。とりあげた題材は、外国にルーツを持った日本に住む子どもたちの苦悩や葛藤を描いたドキュメンタリー作品や、幼少期から教育の現場に哲学を取り入れることで、子どもたちの主体性が生まれるようになった実践の映像、社会においてマイノリティの立場に置かれる子どもたちの学校生活を描いた映像など、子どもの権利に関わる多様なものでした。昨年度の学習会で取り扱ったのと同じテーマでも、実際に映像を見ると捉え方が変わったというメンバーがいたり、直接子どもの権利にフォーカスした教材ではなくとも、様々な映像から「この権利が奪われていそう」「あの権利は守られている」などたくさんの意見が出ました。捉え方や感じ方は人それぞれ全く異なっていると感じられた反面、「子どもにもできることはたくさんある」など、メンバーが共通して持っている意見も出されました。「子どもの主体性」がどれほど大切かということに、後期の学習会で気づくことができたのも大きな収穫です。その後のイベント等で、どのように子どもが主体的に参加できるようにするか、どのようにユースのメンバーがそれをサポートして子どもと一緒に創りあげていくのか、ということのヒントになったような気がします。



また、今年度は、ユースとして、権利普及のための活動にも取り組んできた1年であったように思います。5月14日に、特定非営利活動法人ACEや児童労働ネットワーク（CL-Net）等の共催で開催された『ノーベル平和賞受賞者カイヤシュ・サティヤルティ氏 来日記念公開シンポジウム』においては、ご来場頂いた皆さまに少しでも子どもの権利について伝えようと、ユースとしてブースを出展しました。そこで、昨年度に中学生たちと作成したカレンダーの配布をし、子どもの権利の紹介動画を流すことで、多くの方に子どもの権利を知ってもらう機会になったと思います。5月21日には、『国際協力と子どもの権利～子どもの権利をベースとした取り組みとは～』というタイトルで、子どもの権利の基礎講座を行いました。同セミナーは、児童労働ネットワーク（CL-Net）が主催する『ストップ！児童労働キャンペーン2016』に賛同したイベントであり、児童労働のドキュメンタリーを見たあとにグループワークを行い、感想や意見を共有し、レクチャーなどを通してさらに理解を深めていくという参加型のセミナーでした。7月16日には、初めて募金活動を通した啓発活動を横浜の関内駅付近で行いました。これは、子どもの権利について知ってもらうこと、シーライツが行うカンボジア・プロジェクトの資金を集めることの2つを大きく目標として掲げて行ったものです。駅付近で大きなイベントが開催されていたということもあり、多くの人にご賛同頂くことができ、非常に効果があった活動であったと思います。

そして、ユース設立当初から最も力を入れている「子ども主体」の活動の1つである『グローバルフェスタ』へのブース出展を今年度も行いました。約1か月前から看板づくり等の準備を始め、前日にはみんなでチャイヨーの仕込みをし、当日はこれまでセミナーや学習会で学んできた「子どもの主体性」「子ども参加」の視点を活かし、高校生メンバーや当日ボランティアを中心に販売をしました。そしてもう1つ大事にしたのは、販売をしながら積極的に子どもの権利を普及、啓発していくという



ことでした。グローバルフェスタは約 200 の国際協力を行う政府機関、NGO、企業が一堂に会する、国内最大級の国際協力のお祭りであるため、ブース出展者の皆さまをはじめ、本当にたくさんの方が足を運んでくださいました。ユースのブースに来てくださった皆さまにはもちろん、会場内を看板を持って歩きながら他団体やご来場者の方とコミュニケーションを取り、子どもの権利について知ってもらえるような声かけをしました。特に高校生たちが積極的に広報や権利啓発をし、それをユースがサポートすることができ、子ども主体での活動が実現した 2 日間であったと思います。

2 月 1 日には、東京女学館のサービスラーニングを受入れました。ユースメンバーが東京女学館の中学生の意見を聴きながら子どもの権利条約カレンダーを作成するというものです。ワーク

ショップを通して、中学生に子どもの権利について伝え、子どもの権利がどれくらい大切かを理解してもらい、途上国の子どもたちが現在置かれている状況をほかの子どもたちが知ることができるように、カレンダーを作成することにしました。このカレンダーづくりは昨年度も行ったものですが、カレンダーは人目につきやすいので、少しでも多くの人がこのカレンダーを見てくれるのではないかとという思いから今年度も作成することになりました。また、今回は子どもたちに権利についてじっくり考えてもらえるようなメッセージをつけることに力をいれました。

ワークショップでは、午前中、シーライツがどのような活動をしているのか、カンボジアを含む途上国の子どもたちがどのような生活をしているのかをレクチャーしました。レクチャーのあとには、質問や感じたことを中学生に発表してもらいました。午後からは 2 つのグループに分かれ、カレンダーを作成しました。

カレンダーづくりのワークショップではまず、ある 1 人の子どもが写っている写真を見て、その子どもの性別や年齢、いる場所、何をしたいと思っているか、何をしたいと思っているかなどを想像するという活動を行いました。

意見は様々でしたが、みんなでその意見を共有することで自分とは違った考え方をを見つけることができました。

次に、カレンダーに載せたい、伝えたい見出しとなるような言葉や文を中学生と一緒に考え、その中から厳選しました。さらにその言葉や文に込めた想いやそれらを具体的に説明する文も一緒に考えました。また、シーライツの事業地であるタナオの子どもたちの写真の中から、考えた言葉や文に合う、もしくは載せたいと思った写真を中学生に選んでもらいました。写真には、タナオの子どもたちの様々な活動の様子が記録されており、午前中にレクチャーで学んだ「子どもの主体性」がよく表れているものばかりでした。中学生からは、「この子どもたちはすごく積極的に発言している!」「このカレンダーのフレーズに合っていて、みんなに伝わりそうな写真だね!」などの声も上がり、カレン



「子ども」ってなんだろう？
自由に参加したり、意見や気持ちを表したい。
子どもからおとなへ 子どもから子どもへ おとなから子どもへ



おとなが考えているよりも、子どもにはちががある。
子どもがまちづくりの主役になることもできるし、
おとなも子どもから学ぶことがたくさんある。
子どもとおとなは助け合うことができる。
まちの話し合いにも、子どもが参加できたらいいな。
子どももおとな。おとなも子ども。

ダーを作る際に「子どもの主体性」を意識し、レクチャーと写真からの学びを上手く活かしたカレンダー作成ができたと思います。また、カンボジア事業の子ども参加について学び、タナオで子ども参加をしている子どもたちと日本の子どもたちがつながることができたと思います。

中学生たちは、初めは少し緊張していたようでしたが、昼食の時間や休憩時間にはユースメンバーたちと雑談などをし、午後のワークショップにはリラックスして臨めてい

たように思います。中学生たちがだんだんと心を開いてくれ、積極的に発言する姿を見て、わたしたちも嬉しくなりました。また、ふだん中学生と交流する機会はなかなかないので、とても貴重な経験になりました。

今年度は、毎回同じ場所で勉強するだけではなく、様々な所へ足を運んで子どもと一緒に学ぶ機会が多かったように感じます。12月10、11日に大阪で開催された『子どもの権利条約フォーラム2016in 関西』では、一人ひとりが考えたこと、感じたことをユースみんなで共有し合ったり、ディスカッションすることでより多くの学びを得ることができました。また学習会のなかで、それぞれが調べてきた資料から子どもの権利を考えるだけでなく、子どもの権利をいろんな視点から考えることができるドキュメンタリー作品を観ることによって、「子どもが関係することをおとなだけで決めないこと」「子どもだからできないというのではなく、子どもだからこそできることがある」などの感想を持ち、「子どもの主体性」の大切さをより感じる事ができたと思います。さらに、新しいメンバーもたくさん増えたことで今まで以上に賑やかで楽しく活動することができました。

来年度は、多くの人に日本の子どものことについても知ってもらいたい、何か形に残るものをつくりたいという想いから教材づくりを行うことになっています。どんな項目を作れば子どもの問題が浮かび上がるかトピックを挙げてそれぞれが興味のあることを調べてきて共有したり、そのトピックに関して考えたことや気になったこと、自分が子どものときに経験したことなどを話し合いながら、それらをもとに子どもの権利に関する参加型ワークショップを行う際に使える教材をつくるという新しいプロジェクトです。この新しいプロジェクトは子どもと一緒に計画を進めています。これまでの活動に加えて、新しく始まる教材づくりが自分たちにとってどんな学びにつながっていくのか、どんな教材ができるか今からとても楽しみです。来年度も今年度同様、新しいメンバーと出会えるように、そしてセミナーに多くの方に参加してもらえるように、さらにシーライツやユースチームのことをもっと知ってもらい広めていけるように自分たちらしさを大切にしながら、自分たちのペースで楽しみながら、一生懸命活動していきたいと思います。

子どもの声を聴く



子どももおとなもみんな、同じ世界に生きている
1人の人間です。「子どもから子ども」だけでなく、
「子どもからおとな」へ伝えられることもあります。
1人の人間として尊重してください。同じ目線に立って
わたしたちの声を傾けてください。



第17回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

NPO法人 子ども支援塾ステップ活動報告

NPO 法人子ども支援塾ステップ 理事長 嶋本 勝博

ステップが出来た経緯

2003年12月から10年程、ホームレスの支援活動をしました。

支援を始めた頃の日本の経済状況は、高度成長期が終焉した1991年頃より始まり後程“失われた20年”と喧伝される後遺症の真ただ中。2008年のリーマンショックに繋がる氷河期時代の大変厳しい状況でした。

高卒も大卒も就職は狭き門。再就職も大変厳しい状況にありました。

その狭間で生活弱者ホームレスの方々の自活支援が大きな社会問題の一つとなって居り、私達の役割だと活動を続けました。

しかし、自活実現の原点 再雇用に繋がる支援が大変難しく、1～2割程度。その最大の要因は、50%強が高校を卒業していないと言う事でした。

その理由は、経済的な問題、両親の離婚等によって施設に預けられ中卒で就職など、様々な問題を抱えて貧困に陥り、その事がさらに、貧困の連鎖を引き起こす。この様な事が数年続き、所謂格差社会の負の構成員を作り上げて居る実態でした。

その解決策は「教育で貧困の連鎖を断つ」と確信した時でもありました。就労を困難にしている1つの要因である学歴、せめて高卒を、それも、経済的に負担の少ない公立高校へ進学させたい！の思いが深まり、熊本大学の学生に、「次の世代を背負う子ども達の学習支援をボランティアでお願いします」と支援を申し入れた処、有志学生が14名集まり2011年7月より、会場を公民館（中央、大江）とリデルライト（学習支援教室）で開始、6年後の今日では、妙体寺町の山内さんの別宅をお借りして、子供達に無料学習支援をNPO 法人子ども支援塾ステップとして現在に至っています。



▲学習風景（左側と右の和室）



▲学習後のミーティングの様子

定款より・「法人は子供たちが扶養義務者の諸事情によって教育を受ける機会に制限を受けるのではなく、全ての子供たちが平等で公正な教育・学習等を楽しむよう支援し、同時に、安全で安心して健やかに育つ地域社会の実現を目的とします。」

対象者は、母子家庭の子ども達を中心に、塾で勉強させたくても経済的に出来ない家庭の子ども、不登校の子ども、何か問題があって学校へ通えない子ども、などです。

この様な子ども支援活動が評価され、2015年8月に、熊本県知事から、2016年11月には熊本県教育委員会から、法人として表彰を受けました。



▲学習支援事例発表・交流会で知事より受賞 ▲県の教育委員会から受賞

●活動状況

平成23年7月から平成29年3月25日現在までのステップに参加者の表です。表1は、児童、生徒の参加数の年度別推移で、表2は、スタッフ数の年度別推移です。

現在参加している子ども達の家庭は、殆どが単親（母子）家庭です。そのため母親の様々な都合で月に数回しか通えない生徒もいます。また、中3になり生徒の進路希望先により、母親の仕事量が増え、送迎が難しく、ステップに通えなくなった生徒もいます。

表1 【児童・生徒の参加者数】年度推移 H29年3月25日現在

学年	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
小3	2	1					3
小4	1	3	1	3			8
小5		1	1	1	3	1	7
小6				2	1	7	10
中1	2	2	1	4	3	1	13
中2		4	1	5	4	2	16
中3		3	2	4	7	7	23
高1					1	1	2
高2						1	1
高3							
高卒認定				1			
合計	5	14	6	19	19	20	83

表2 【スタッフ数】年度推移 H29年3月25日現在

学年・一般	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
大1	10	6		1		1	18
大2	1	12	6	5	1	4	29
大3	3	1	18	8	9	6	45
大4		3		9	4	11	27
OB			1	1	3	7	12
一般		3	3	4	4	5	19
送迎のみ				2	2	3	7
合計	14	25	28	28	21	35	157

● 幸い 今日まで、多くの生徒が希望する高校へ進学しました。残念ながら公立高校へ行けなかった生徒もいます。ともあれ、この生徒達が、それぞれの持つ自分の夢を現実にしてくれるものと期待します。そして、ステップで支えられ学んだ事を、次の子ども達の支えに使って欲しいと思います。一方、多くのボランティア大学生も 県庁を始め、教職、病院、新聞社、銀行などに就職し旅立ちました。この学生諸君にも感謝しつつ、更に地域社会で大いに貢献して頂きたいと思います。

● さて、ステップでは、学習は勿論、体験学習や芸術鑑賞などにも取り組んでいます。その一部を写真にて紹介します。

2016.10.29 体験学習（芋ほり大会後昼食会）

児童、生徒、学生とスタッフ、保護者



2016.11.11 体験学習（調理実習）

児童から保護者・学生とスタッフ、理事等参加して



● これらの体験学習で、互助、協生の思いを深め、皆で楽しく、色々な事をアドバイスしながら、最後は、1つの家族として、共に喜びながら、食事を摂ります。

● 互いに支えながら、互いに励ましながら、互いに生きていることを大切にします。

● 2016.12.22（木）シカゴから震災で被災した熊本へボランティア学生で来られました。

● ステップに来る子供達に学習支援をしたい。同時に震災の状況を見たいとお話がありました。

● 22日の朝、市役所の11階から修復されていない熊本城を見て頂きました。

学生のニックさんとアンさん・安納恵子
(大学の先生)・嶋本。
熊本市の中央区役所の玄関前。



熊本城は役所の11階から撮影したものです。
清正神社からも見ました



ステップにサンタが現れた、ニックさんとアンさん、子供達にシカゴから持ってきたプレゼント。
メリークリスマス!! 頂いた子供達は大変感激して、ピースをしました。



ニックさんとアンさんに、
感謝します。
自費で熊本に來られました。
震災を受けた子供達に、
私達も応援しています。
それを、伝えに來られました。
本当に感謝します。



さて、昨年の11月より、西原村の仮設住宅に住む家族の、子供達を対象に、毎週土曜日14時～16時まで、学習支援場（無料）を地元の小島浩子さんの要請で開設しました。

先ず、震災後から子ども達の学習の事を考えて居られた小島浩子さんに、地震に奪われた学習環境、始まり、場所と時間、参加者、貧しくはないけれど、展望等、その思いを語って頂きます。

西原村学習会について

現地スタッフ 小島浩子

●地震に奪われた学習環境

熊本地震、4月16日の本震で多くの家が倒壊し、おびたしい村民が避難民となりました。西原村の学校現場、ひとつの中学校と二つの小学校は避難所となり、数か月の間、子供達のものではありませんでした。

私はボランティアとして、度々、この避難所に入りました。山西小学校で学習支援員をしているので、小学生は私の顔を知っています。「せんせ〜い」と声をかけて来る子供がいて、積極的に避難所運営に関わっている姿に心打たれました。学校再開まで一か月。その間、彼らは学ぶ権利を奪われたまま、共同生活を余儀なくされたのです。

学校が再開しても、体育館は避難所のままでした。屋内での体育はできず、放課後は家でなく体育館に帰る子供達。赤ん坊が泣いたり、早寝の年寄りが眩しいと言ったり、宿題をするのもままならなかったでしょう。

5月に新学期を迎えた学校は、遅れを取り戻そうと、物凄いスピードで進んでいました。私は算数のT2に入っていますが、一日に二時間以上、算数のある日が続きます。地震の後遺症は様々でした。食欲がない子ども、眠れない、すぐ興奮する子どもなど。一方、やれコンサートだ、スポーツ交流会だと、有名人が次々にやって来て、落ち着いた学習の場とは言えない雰囲気でした。見かけは例年通りに追いついた学校生活ですが、二月に行われた県テストでは、平均に届いていなかったそうです。混乱の影響がなかったとは言えないでしょう。

やがて仮設住宅がそろい、避難所は解散。家族ごとのプライバシーは守られるようにはなります。しかし、やはり以前の家ではありません。隣の物音は聞こえる、狭くて、兄弟の多い家庭は勉強する場所にも苦労しているだろうと想像されました。

●始まり

私の連れ合いは一宮中学校に勤務していました。熊本地震からさかのぼること数年前、阿蘇地域は大規模な水害に見舞われ、いまだ仮設住宅に暮らす人々がいました。生活環境が激変してしまった子共のために、学習の場の確保はぜひとも必要と、経験からそう言ったのはこの連れ合いです。

また阿蘇地域には「解放子供会」の伝統がありました。元来は、被差別部落の子共の学力保障のためでしたが、近年は学校に馴染まない子の居場所づくりの意味もあります。今の西原村では、地震からの復旧のために、大人たちは必死です。ネグレクトとまではいかないまでも、ゆっくり子ど

もと向き合う余裕も薄れているでしょう。置き去られている子どもの居場所のためにも、学習会は役立つのではないかと考えました。

●場所と時間

まず、学習会を共に運営するパートナーを探しました。友人を通して学習支援塾ステップの嶋本会長を紹介されました。それまでの、子どもの学ぶ権利を保障する活動を聞き、同じビジョンを持っていると感じ、共に教育委員会に行くことになりました。忙しい嶋本先生が西原村に来られるのは土曜日の午後のみだったので、2時から4時までとしました。

場所として最初に想定していたのは仮設団地の集会所でした。ところができたばかりのコミュニティで、集会所は鍵がかかったまま、自由に使わせてはくれません。鍵を管理している社協は、子供対象の活動は管轄ではないので鍵は貸せないと言います。もう一つの鍵の持ち主である村役場は「自治会ができてから自治会長から借りるように」の一点張り。開かずの集会所です。教育委員会に相談すると、役場の隣にある総合施設「山河の館」を使うようにという指示でした。

しかしこの場所は、結果的には良かったのです。後に仮設団地の集会所が解放になった時、学習会の子どもにどちらがいいかと訊きました。意外にも、今のままが良い、という返事でした。理由は、仮設団地の中は騒がしいからだそうです。確かに土曜日の午後は、様々な支援団体が入って来て、毎週末がお祭り騒ぎです。別の大学生のグループが、同じ時間帯に子供の遊び相手をしています、散らかし放題の無秩序状態です。

●参加者

当初、受験生の支援が一つの柱と考えていました。しかし学習会を始めた11月には、すでに3年生は塾に行っていたようです。震災直後に学習会を始められなかったために、受験生のニーズに間に合わなかった形です。中学生の一、二年の間は、週末は部活に縛られています。西原村のように進学意欲の低い地域では、スポーツによって身を立てようとする傾向があり、受験勉強に取り掛かるのが遅いのです。そんな中でも、部活をせずに学習会に毎週参加し、こつこつと勉強する中一の男子がいます。

現在来ている子供のほとんどは、私が学習支援員として出入りしている4年生のクラスの女子です。英語を習いたいという子を手初めに、芋蔓式に集まるようになりました。先生が顔見知りだから、敷居が低かったのです。知らない人が「勉強を教えてあげる」と声をかけても、急には心ゆるしません。田舎は特にそうでしょう。今では嶋本先生にも信頼を寄せています。必要と現場をどうつなぐか、全県の無料学習支援の課題でもありましょう。

●貧しくはないけれど

嶋本先生は主に、母子家庭の子共をみて来られました。しかし仮設団地の子供は、貧しいというわけではありません。同じ発想で進められるだろうかと、最初は心配でした。会場の「山河の館」の向かいに、「たんぽぽハウス」という作業所があります。そこは土曜日の昼、つまり私達の学習会

の直前に、こども食堂を開いています。大人は300円、こどもは無料の昼ごはんの提供です。当初私は、うちの子供達たちは貧困でも母子家庭でもないの、関係ないと思っていました。しかしたんぼハウスと知り合いの嶋本先生がピラを渡すと、その子達が食べに行くようになったのです。

考えてみれば、今の家庭は共稼ぎがほとんどです。土曜日でも仕事だったり、一週間分の家事をしなければならない母親も多いでしょう。四分の一が貧困だと言われている日本の子供。親の収入が少ないというだけの意味ではなく、週末の食事が保証されていない、見守る者がいない、という意味でもあるのでしょうか。土曜日の二時間、安全な場所で勉強をみている、しかも無料で、ということは、お母さんたちの安心の元になっているようです。

●展望

仮設団地が解消するまで、学習会は続く予定です。年度が改まり、中学二年生が進級して受験生となります。そこに新しいニーズも生じるでしょう。部活を引退するタイミングを捉えなければなりません。先日、中学校の学習支援員から、「学習会をしてるんですって?」と話しかけられました。やっと周知され始めたところです。

また、小学校でも、特別支援コーディネーターの先生が学習会に興味を示されました。支援が必要な児童は年々増えていますが、保護者の意向で支援学級に入れられない子供がいます。普通の授業内では十分にフォローできないし、担任の先生に時間外の指導は無理です。学校と密に連絡を取り合えば、彼らを助けることができるのではないかと期待しています。

2017.1.14

西原村の
役場の中にある、
山河の館（2F）で
勉強しています



2017.12.24

西原村教室での
クリスマスを楽しむ
パーティーを楽しんで
います。



2017.2.25

大権学習（スケート
実習を実施）保護者
の方も参加され楽し
い1日でした。



学習の一環として、体験学習や芸術鑑賞など取り入れています。
今回、スケートに取り組みました。その、小学4年生の作文を紹介します。

(小学4年生のH1さん)

「学習会のみんなでスケートに行きましたよ！！」

学習会のみんなでスケートに行きました。こどもは、わたしと万里ちゃんと小菜ちゃんとしゅんくんとひなたちゃんとちあきちゃんが行きました。

わたなべ先生というスケートの先生からすべり方を教えてもらいました。わたなべ先生はスピンなどができてすごかったです。スケートのすべり方が上手と言われ、すごくうれしかったです。また行きたいです。

また、学習について

(小学4年生のH2さん)

「分数の計算が好きになったよ」

分数は帯分数が好きです。さいしよは、分母と分子のさがわからなかったけれど、よくわかるようになりました。算数もまえはきらいだったけれど、とてもだいすきになりました。

スタッフ小島先生のコメント

分数や計算がすきになって良かったね、ひなたさんが、いつも分かって、できるようになろう、と努力しているからだと思います。分からないところは、遠くえんりよなく聞いてね。
いつでも教えますよ。

最後に、このような活動を通して、子供達が自ら生きる力を養い、地域の方々と互いに助け合い、協力し合って、小さなところにも気を配り支え合って、心豊かな町づくりに取り組む事が出来れば良いと考えます。

このような学習支援活動が出来る様助成金を賜る関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

特に、貴“子供の人權連”の各段のご理解と支援にご心より感謝申し上げます。

有り難う御座いました。

2017年3月25日

NPO法人子ども支援塾 ステップ
理事長 嶋本 勝博

子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2017/8/6 【朝日新聞】

朝鮮学校補助、16都府県が停止 北朝鮮動向や文科省通知受け 今年度、朝日新聞調査

朝鮮学校への自治体の補助金について、朝日新聞が調べたところ、今年度は16都府県が交付をやめていることが分かった。10年前は学校がある28都道府県で交付していたが次第に減少。最近停止した自治体は理由として、北朝鮮の動向や、「透明性のある執行」を求めた昨年3月の文部科学省通知を挙げている。28都道府県へのアンケートや文科省によると、2006年度や07年度は28都道府県で補助金を交付していたが、徐々に減り、今年度の予算計上は12道府県。昨年度の交付実績は計約1億2200万円で、06年度の計約6億2400万円から大幅に減った。きっかけの一つは、文科省が昨年3月、都道府県の判断で交付する補助金に関して出した通知だ。「政府としては北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総連が朝鮮学校の教育内容や人事、財政に影響を及ぼしていると認識している」とし、「適正で透明性のある執行」を要請。事実上、交付の「再考」を求める内容とも受け止められた。昨年度から交付をやめた5県のうち、3県は通知を踏まえて判断したとしている。茨城県は昨年度、1981年度から毎年続けてきた茨城朝鮮初中高級学校への補助金交付を初めて見送った。もともと補助金160万2千円を予算計上していたが、文科省通知を踏まえて学校に聞き取り、「学校と朝鮮総連は関係がある」という趣旨の発言があったことなどから、交付の見送りを決めたという。和歌山県も通知を受けて和歌山朝鮮初中級学校に聞き取りをし、16年度に予定していた235万2千円の交付をやめ、17年度も計上を見送った。県は「県民に説明がつきにくい税金の使い方はできない。また昨今の北朝鮮の動向に照らし、決断した」と話した。福井など2県は「休校状態となっ

たため」などを理由とした。通知の前からやめている埼玉県は「拉致問題が解決されていない」、大阪府は「特定の政治団体と一線を画すという交付要件が満たされている確証が得られない」としている。補助金の予算計上を継続しているのは12道府県。兵庫県は「外国人生徒らの教育機会を確保することは重要」とし、17年度以降も継続する方針だ。愛知県は「国際的・政治的な問題と、日本で生まれ、日本で育った朝鮮学校の子どもたちに対する補助金とは分けて考えている」と回答した。補助金に対する司法の判断は一律ではない。大阪府と大阪市の補助金不支給決定をめぐっては、大阪地裁が今年1月、「行政の裁量の範囲内」として学校側の請求を棄却。一方、拉致被害者支援団体が兵庫県と神戸市を相手取り、補助金の取り消しなどを求めた訴訟では、交付は違法ではないと認めた判決が15年に確定している。

■ 2017/8/17 【朝日新聞】

児童虐待、最多12.2万件 16年度の児相対応 26年連続

全国の児童相談所（児相）が2016年度に対応した児童虐待の件数は12万2578件で、前年度より1万9292件（18・7%）増えた。統計を取り始めた1990年度から26年連続で過去最多を更新。厚生労働省が17日に速報値を発表した。15年度中に虐待で亡くなった子どもは84人いたとの死亡事例の検証結果も公表。無理心中を除くと前年度より8人多い52人だった。虐待件数は、住民や警察などからの通報や相談を受けた児相が、18歳未満の子どもへの虐待と判断して対応したものをまとめた。2割ほどの高い増加率は3年連続だ。厚生省は、子どもの目の前で親が配偶者に暴力をふるう「面前DV」を警察が積極的に通告するようになったことや、社会の意識の高まりによる通告の増加が背景にあるとみる。虐待の種類別だと、

暴言や脅しなどで面前DVも含む「心理的虐待」が6万3187件で最も多く、前年度より1万4千件以上増えて全体の51・5%を占めた。都道府県別は大阪が1万7743件で最多。東京の1万2494件、神奈川の1万2194件が続いた。一方、15年度に無理心中以外に虐待で死亡が確認された52人の年齢は、0歳児が最も多く30人で、このうち月齢0カ月が13人いた。全体の8割の42人が3歳までに亡くなった。加害者は実母が26人で最も多く、実父が12人、実母と実父が5人だった。動機は複数回答で「保護を怠った」が6人、「しつけのつもり」「子どもの存在の拒否・否定」「泣きやまないことへのいらだち」がそれぞれ5人だった。また、予期しない妊娠だったとした実母は18人で、34・6%に上った。関係機関が何らかの支援をしていたのに防げなかったケースは、件数ベースで48件中37件で、77・1%もあった。うち17件は虐待の疑いがあると認識していた。人数別では児相が16人、市区町村が19人だった。また、今回の検証では初めて、自治体が死因不明や事故の可能性などを理由に虐待死と断定しなかった「疑義事例」も調査。報道などから対象とした12人のうち8人は虐待死だったと判断し、死亡事例に含めた。死亡事例を検証した専門委員会の委員は「予期しない妊娠による虐待死が多く、妊娠期から切れ目のない支援が必要」と指摘。「児相や市町村の職員体制の強化や技術向上が求められている」としている。

■ 2017/8/18 【朝日新聞】

高等教育無償化、2案に絞り検討 数兆円規模の財源課題

安倍政権が掲げる大学などの無償化について、政府は、有力な2案に絞って検討を進める方針を固めた。全国民を対象に在学中は授業料を取らず、卒業後に所得に応じて拠出金の形で納付する案と、一定の所得制限をした上で給付型奨学金を拡張する案の二つ。ただいずれの案でも、数兆円規模で必要ともされる財源の確保策には現時点では踏み込んでおらず、検討が難航する可能性も残る。意欲が

あれば大学や専修学校に進学できるようにし、高等教育への機会均等の確保を図るのがねらい。政権の目玉政策「人づくり革命」を具体化するため、9月に初会合を予定する「人生100年時代構想会議」で大学改革と合わせて議論を開始。関係法案をまとめ、2020年4月からの新制度の施行を目指す。第1案は、オーストラリアの高等教育拠出金制度「HECS（ヘックス）」を参考にする。在学中の授業料などを全額、公費で負担する代わりに、卒業してから所得に応じて拠出金を納めてもらう。「高等教育費は保護者が負担する」という原則を「社会が共同で支える」考え方に転換するものだ。拠出金は、卒業者がその時点の所得に応じて社会に貢献してもらうという位置づけだが、拠出金のあり方や額などによっては、奨学金の貸与を受けて返済するのとは変わらなくなる可能性もあり、慎重な制度設計が不可欠になる。第2案の「給付型奨学金の拡張」は今年度、先行実施された給付型奨学金制度がもたになる。この制度では最終的に、年6万人程度が返済不要の奨学金を受ける見込み。日本学生支援機構が貸与し、返済義務がある奨学生（15年度で約132万人）に比べてまだまだ少ないため、拡張を検討する。しかし、所得制限をかけることで、高等教育をすべての国民に等しく開かれたものにするという考え方からは離れることになる。財源をどうするかも課題だ。新たな借金（国債）で賄うことになれば、将来世代に負担を先送りすることになりかねず、構想会議や政府部内でも激しい議論を招きそうだ。

■ 2017/8/24 【朝日新聞】

いじめ対応、学校に弁護士が助言 文科省が効果調査

文部科学省は、いじめや保護者とのトラブルへの対応について、学校の求めに応じて法律上の助言をする弁護士「スクールロイヤー」の仕組みづくりを進める。来年度予算の概算要求に約5千万円を盛り込む。背景の一つには、4年前にいじめ防止対策推進法ができたのに、学校や教育委員会の不適切な対応がなくなっていないことがある。茨城県取手市で

2015年、いじめられていた中学3年の女子生徒が自殺した問題では、市教委が十分な調査をせず遺族の不信を招き、市に代わって県が調査する異例の事態になった。スクールロイヤーは、学校側がいじめに対し適切に対処できるよう助言する。また、場合によっては、いじめの加害者が刑事、民事上の責任を問われることを伝える授業や教材づくりなど、予防教育への役割も見込まれている。また、授業や生徒指導などによる教員の長時間労働が指摘される中、保護者とのトラブルなどをスムーズに解決できるようにし、学校側の負担を軽くする狙いもある。来年度は全国で約10カ所の教育委員会で事業を進め、効果を調べる。大阪府では13年度からスクールロイヤーを導入。弁護士会推薦の9人が、いじめへの対応や保護者への説明のあり方などについて、学校から年間100件ほどの相談を受けている。

■ 2017/8/28 【朝日新聞】

呼吸器必要な子、学校で看護 厚労省研究班、制度化へ4都県で支援

人工呼吸器をつけた「医療的ケア児」が学校に通える機会を広げようと、厚生労働省研究班が東京、埼玉など4都県の特別支援学校などで支援を始める。保護者に代わって看護師がケアを担えるようにし、来年度にも制度化につなげたい考えだ。おなかに穴を開けて胃に管で栄養を入れる「胃ろう」や人工呼吸器などが必要な医療的ケア児が、公的医療保険で訪問看護を受ける場所は自宅に限られる。学校などは対象外なため、親が学校に付き添って、たんの吸引など医療ケアを行っていることが多い。文部科学省は2013年度から自治体が看護師を雇って特別支援学校に配置する費用を補助したり、12年度から教員が医療的ケアを行えるよう研修制度を導入したりしているが、人工呼吸器をつけた医療的ケア児の通学は広がっていない。研究班は、人工呼吸器をつけた医療的ケア児が親の付き添いなくても通学できるよう、(1)日ごろ自宅で看護をしている訪問看護師が学校に付き添う(2)医師の指示の下で、訪問看護師がケ

アしている子どもの看護の注意点を特別支援学校などに配置された看護師に伝える(3)普段は学校の看護師がケアし、昼食の前後など忙しい時間帯は訪問看護師が学校でケアしつつ注意点を伝える、の3パターンに分けて実際にケアしながら課題を整理する。新生児集中治療室がある大学病院や在宅医療を担う医師が参加する。宮城、千葉、東京、埼玉4都県の特別支援学校など10カ所で、人工呼吸器をつけた小中学生ら16人について1人2週間程度ケアをして実態を調べる。一部の学校では7月から試行しており、9月以降に複数の学校に広げる。研究班の田村正徳・埼玉医科大総合医療センター総合周産期母子医療センター長は「家族以外との交流は子どもの発達に良い。子どもが学校に行っている間は母親らが休息できるだけでなく、就労など社会参加にもつながる」と話す。別の厚労省研究班によると、20歳未満の人工呼吸器をつけている医療的ケア児は2015年5月時点で約3千人。一方、文科省の16年度の調査で、人工呼吸器をつけた児童生徒らは全国の公立特別支援学校の幼稚部～高等部で1333人いる。このうち884人は教師が自宅や病院などに出向く「訪問教育」だ。呼吸器をつけた子どもが公立小中学校に通うのは55人で、うち通常学級は17人だった。

■ 2017/8/28 【朝日新聞】

教員支援に3600人 小中で多忙緩和策 文科省

文部科学省は、小中学校の教員の多忙を緩和するための対策をまとめた。プリント印刷など授業準備を助けるスタッフ3600人を配置し、外部の部活動指導員も拡充。小学校英語の授業増などに備え、特定教科を教える教員を2200人増やす。教員が余裕を持ち、子どもと授業に向き合える環境づくりをめざす。必要な経費を2018年度予算で要求する。文科省が4月に発表した調査では、16年度の公立小中学校教諭の勤務時間は、10年前より週あたり4～5時間増えた。残業が月80時間以上の「過労死ライン」に達する教諭は小学校で34%、中学校で58%。文

科省は「看過できない深刻な状況」としている。このため、外部人材の積極的な活用を打ち出す。パートタイムの「スクール・サポート・スタッフ」3600人を新たに各地に配置し、プリント印刷や掲示物作り、資料整理などを任せる。長時間労働の一因とされる部活については、外部指導員7100人の配置をめざす。これらの補助費用として計30億円を求める。教職員定数は全体で3800人増を求める。小学校で英語のコマ数が増えることに伴って1人あたりの負担を軽減するために英語や体育など特定教科を持つ専科教員2200人▽中学校でいじめや生徒指導に対応する教員500人▽勤務時間が特に長い副校長・教頭の負担を減らすための事務職員400人、などだ。一方、少子化によって教職員定数は3千人が自然に減るため、実際の増加幅は800人。教職員の若返りもあり、国が支払う給与の要求額は今年度より60億円少ない1兆5189億円となった。学校現場の長時間労働については、政府が6月に閣議決定した「骨太の方針」でも「年末までに緊急対策を取りまとめる」としている。文科相の諮問機関「中央教育審議会」も対策を話し合っている。

■ 2017/8/28 【朝日新聞】

「まとめ」「説明」今回も正答率低め 全国学力調査

文部科学省は28日、全国の小学6年と中学3年の計約200万人が受けた2017年度の全国学力調査の結果を発表した。10回目となる今回も例年と同様に、国語、算数・数学とも、必要な情報を整理して考えをまとめる思考力や、判断の理由を説明する表現力を問う問題の平均正答率が低かった。大学入試センター試験に代わって20年度に始まり、いまの中3から受ける「大学入学共通テスト」では、記述式の導入などで「思考力・判断力・表現力」が問われる。新しい学習指導要領でも重視されるこれらの力について、今回の調査結果は、いまの小中学生にも課題があることを示した。問題別にみると、例えば小6国語で、中学生からのアドバイスを読み、そこ

から必要な内容を自ら取り出して「緑のカーテン作り」の願い文を書く問題の正答率が33・2%にとどまった。中3数学では、ダム貯水量のグラフを題材に、ある量まで減るのに何日かかるかを求める方法を記述する問題で、無解答が3割を超えた。考え方の過程を説明するのが苦手な生徒が多いとみられる。各教科の都道府県ごとの平均正答率を比べると、小中とも石川県、秋田県、福井県が上位だった。いずれも例年上位に入る県だ。調査が始まった当初から比べると、上位県と下位県の差はおおむね縮まる傾向だ。今年からは政令指定都市ごとの成績も公表された。同じ道府県内で指定市とそれ以外の地域を比べると、指定市の方がやや平均正答率が高い県があった。仙台市やさいたま市、横浜市などでは指定市を除いた県全体より5ポイント以上、平均正答率が上回る教科もあった。今回の調査では初めて、中3に文化系、運動系ともに平日1日あたりの部活動時間を尋ねた。「3時間以上」が11・4%、「2～3時間」が43・3%、「1～2時間」が29%だった。部活時間ごとに平均正答率をみると、「1～2時間」の層がいずれの教科でも最も正答率が高かった。「3時間以上」と「全くしない」と答えた層は、いずれの教科でも低めだった。ただ、平均正答率がトップレベルの秋田県は「3時間以上」「2～3時間」の割合が計77%、石川県も72・9%と、全国でもとりわけ部活時間が長い傾向となっていた。文科省は「生活や学習の習慣の全体をみる必要がある」（学力調査室）としている。

■ 2017/8/30 【朝日新聞】

「国立大付属校、脱エリートを」 抽選選考求める 有識者会議

国立大学の付属校が「エリート化」し、本来の役割を十分に果たせていないとして、文部科学省の有識者会議は29日、学力テストではなく、抽選で選ぶことなどを求める報告書をまとめた。学習能力や家庭環境などが違う多様な子どもを受け入れ、付属校での研究成果を教育政策にいかしやすくすることが狙いだ。2021年度末までに結論を出すよう、

各大学に求めた。国立大の付属校は本来、実験的・先導的な学校教育を行う▽教育実習の実施▽大学・学部教員養成に関する研究への協力——といった役割を担う目的で設立された。だが、「一部がエリート校化し、教育課題への取り組みが不十分だ」などの指摘が出ていた。報告書では入学の際に学力テストを課さず、研究・実験校であることについて保護者の同意を得て、抽選で選考することや、学力テストが選考に占める割合を下げることを提案。同じ国立大の付属校間で、無試験で進学できる仕組みにも見直しの検討を求めた。「多くの学校に共通する課題と対応策のあぶり出しが重要だ」とし、教員の多忙化解消などで付属校が先導役になることも求めた。文科省によると、国立大付属学校は現在、幼稚園49、小学校70、中学校71、高校15など計256校あり、約9万人が通っている。

■ 2017/8/31 【朝日新聞】

教員の処分歴、全国で共有 わいせつ・体罰、データベース化 文科省方針

文部科学省は、わいせつ事件などを起こして重い懲戒処分を受けた教員について、全国の教育委員会が情報を共有し、処分歴をチェックできるシステムをつくる方針を決めた。免職や停職の経歴を他の地域の教委などが検索して確認できるようにする狙いがある。30日に発表した2018年度予算の概算要求に、関連費用約4億8千万円を盛り込んだ。具体的には、教員の免許情報を一元的に集める「教員免許管理システム」をこれから2～3年かけて改修する。システムに教員それぞれの名前や免許の有効期限や種類とともに、免職に加え、停職の処分歴も載せる方向だ。採用時に教育委員会や私立学校が、わいせつや体罰などによる過去の重い処分の有無を調べられるようにする狙いだが、載せる情報の詳細や検索できる期間は今後、検討する。また、こうした情報をまとめた証明書を発行し、採用の際に教員免許所有者から提出させることも検討する。これらのシステムは20～21年度の運用開始をめざす。ただ、過去には卒業

式での「君が代」斉唱時の不起立などを理由に停職とされたケースもある。都道府県によって停職以下の処分情報の扱いに違いがあり、刑事裁判の冤罪（えんざい）のように処分の判断が誤っている事態もありうる。載せる情報の範囲や保存期間などについて、論議を呼びそうだ。このシステムとは別に、禁錮以上の刑や懲戒免職処分を受けて教員免許が失効した人の情報を共有し、各教委などが検索できるデータベースもつくる。これらの理由で免許を失った場合は3年間は再交付されないが、その後は再び免許を得ることができる。今も失効した教員の氏名や生年月日などは官報に載るが、新たに「わいせつ」「体罰」「交通事故」など処分理由も加えたデータベースをつくり、調べやすいようにする狙いがある。

■ 2017/9/1 【朝日新聞】

中学教頭95%、過労死ライン 若手も負担重く 石川

石川県教委は今年度から始めた教職員の勤務時間の集計調査（4～6月）の結果を県議会で報告した。中学校では事務職員を除く教職員の約6割が2～6カ月続くと過労死ラインとされる時間外勤務月80時間を超えた。中学校教頭は95%以上が80時間以上で、平均は月107・4時間だった。調査は公立小中学校と県立高校の事務職員を除く全教職員を対象に実施した。県教委の集計によると、月80時間を超えた教職員の割合は、小学校21・2%、中学54・1%、全日制高校25・8%、定時制・通信制高校0%、特別支援学校0・8%。時間外勤務時間の平均は小学校59・4時間、中学校87・0時間、全日制高校59・1時間などとなった。職種別と年齢別なども一部を抽出して集計。職種別にみると教頭や副校長が最も長く、80時間を超えた割合は小学校65・7%、中学校95・8%、全日制高校22・0%。「校長と教職員をつなぐ役目でどうしても職務が過剰に集中してしまう」と県教職員課。年齢別では、小、中、全日制高とも平均値で30歳以下が一番高かった。「運動部顧問の負担が重く、特に若い先生に多い」と、同課の担当者は分析

する。今回の調査は教職員がパソコンで自分で入力する自己申告形式で実施された。教諭の間からは「部活の顧問で時間外の記録を全部付けている人はあまりいない。大体少なく書く」「そのまま書いて『多過ぎる』と指導されると面倒」などの本音が漏れる。実態に沿った結果か疑問視する声に対し、同課は「しっかり実態通り付けてもらうよう、お願いしていくしかない」としている。教職員の時間外勤務削減などを話し合う教職員多忙化改善推進協議会（会長＝田中新太郎県教育長）の第1回が31日、県庁で開かれ、小中高校の校長ら11人が出席した。教職員の勤務時間調査の結果や部活休養日の設定状況についての県教委の報告などの後、部活動の顧問や若手教員の負担などに関して議論した。委員から「顧問は部活を終わり、午後7時くらいからやっと教材研究を始めざるを得ない」「教員に先輩、後輩の上下関係があり、部活動を若い人に押しつけてしまっている」などの意見が出た。この協議会には「管理職でない現場の教職員が参加していない」（県教組・谷内直書記長）などの批判もあるが、現場教職員の参加は求めず、校長らが意見を集約して報告するという。次回は11月で、今年度末までに一定の方針をまとめる予定だ。

■ 2017/9/6 【朝日新聞】

子どもの自殺、今年も相次ぐ 大人は気持ち受け止めて

9月1日前後は、子どもの自殺が最も増える時期で、今年も発生した。ただ、こうした傾向が知られるようになり、相談も増えている。不登校などにかかわる団体は引き続き、相談を呼びかけたり、居場所を開放したりしている。夏休み明けの登校、無理しないで自殺予防へ呼びかけ「全国不登校新聞社」（東京）など5団体は、9月1日を前に「学校へ行きたくないあなたへ 味方はココにいます」という合同メッセージを出した。その後、多くの人ツイッターで自殺防止を呼びかけるメッセージを発信するなど、同調する動きが広がった。それでも自殺が起きたことについて、不登校新聞の石井志昂（しこう）編集長

（35）は「気持ちを受け止めてくれる大人に出会っていない子が多いのでは。解決を急ぐのではなく、気持ちを受け止め、話を最後まで聞いてあげてほしい」と求める。通常のメール相談に代わり、8月27日～9月9日はLINEで相談を受けている「子ども110番」は、9月1日の相談件数が突出して多かったという。電話やチャットで相談にのるチャイルドラインによると、8月29日～9月3日はチャット画面が1日平均約370回閲覧され、昨年同時期の1.3倍だったという。フリースクールの東京シューレは8月30日から部屋を居場所として無料開放している。31日には登校がづらいという高校生が王子シューレ（東京）を訪れ、スタッフと1対1でじっくり話をした。9月1日には小学生の親が相談に来たという。スタッフの佐藤信一さん（38）は「何も話さなくてもいい。学校以外で過ごす場所がほしいときや干渉されたくないとき、安心して過ごせる居場所になれば」と話す。苦しんでいる子をいつでも受け入れたいと、開放の終わりの日は決めていない。

■ 2017/9/6 【朝日新聞】

子の虐待死、未検証5割 14年度 自治体向け手引書作成へ

2014年度に自治体が把握した子どもの虐待死事例64件のうち、5割近くの31件が検証されていなかったことが厚生労働省のまとめで分かった。検証は再発防止策を講じるために不可欠で、厚労省は今年度中に虐待死を自治体が検証する際の手引書をつくり、実施を徹底させる考えだ。児童虐待防止法は、重大な虐待事例の検証を自治体に求めている。ただ、努力規定のため実施されないケースも多く、厚労省は11年にすべての虐待死事例について検証するよう自治体に通知した。厚労省によると、14年度に自治体が把握した虐待死事例で検証されなかった31件のうち、5割以上の事例について、自治体側は「行政機関が関わった事例ではないため」を理由に挙げた。自治体や医療機関、警察などと接点がないまま虐待死に至った場合、詳細な情報を得るのが難しいためという。手引書では、

検証委員会のメンバーにどのような知識を持つ有識者らを選べいいかといった人選方法、検証に必要な虐待に関する情報、その収集方法、分析方法などを盛り込む見通し。行政機関が関わっていなかった事例でも、どうすれば虐待リスクが高い家庭に気づけたかといった視点が重要とし、対応方法を明記することにも検討している。15年度の虐待死は84人。うち52人が無理心中以外で亡くなった。

■ 2017/9/8 【朝日新聞】

土日の部活指導、手当拡充へ 2～4時間でも1800円

中学校教員が土日に部活動を指導した場合の手当について、文部科学省は「4時間程度」という要件を見直し、2019年1月からは「2～4時間」の指導でも1800円を払う方針を決めた。部活指導の負担が問題となるなか、待遇を改善するのが狙いだ。文科省は18年度予算の概算要求で関連費用を盛り込んだ。部活指導の手当は教員給与と同様、国が都道府県に補助する仕組みで、実施には都道府県条例の改正などが必要。文科省は既に、「4時間程度」の手当も3000円から3600円に上げると決めており、18年1月から実施する。文科省によると、現在も「2～4時間」で手当を支給している自治体があるものの、手当がないまま指導をしている教員が多い。文科省はこうした状況を改めると同時に、長時間の指導をしないと手当が出ない仕組みが部活を長引かせている可能性もあるとみて、時間短縮にもつながると期待している。部活指導は、中学教員の長時間労働の一因として問題になっている。4月に文科省が公表した16年度の勤務実態調査では、中学教諭は平均で、土日に1日あたり2時間10分の指導をしており、06年度（1時間6分）の調査から倍増していた。

■ 2017/9/8 【朝日新聞】

校則守り、勉強時間増 小中学生、 10年前から変化 全国学力調査アンケート

学校のきまりを守る小中学生が増え、授業以外の勉強時間もアップ。8月に結果が公表された全国学力調査に合わせて子どもたちが答えたアンケートでは、1回目の調査があった2007年と比べて、子どもたちの生活習慣や意識に変化がみられた。調査は、東日本大震災が起きた11年は実施が見送られたため、今年が10回目。4月に全国の小6と中3計約200万人がテストを受けた。アンケートは学習や生活の習慣、教科への考え方などを聞くもので、質問数は90個を超える。10年前と比べて変化が目立つのは、ルールや規範への意識の変化だ。「学校のきまり〈規則〉を守っているか」の質問では、「当てはまる」が小6では07年の31・5%から17年は46・3%に増加。中3は39・6%から62・5%に増えた。「人が困っているときは進んで助けているか」との問いでも「当てはまる」が小中とも15ポイント以上増加。中3では「いじめは、どんな理由があってもいけないうことだと思うか」に対し、「当てはまる」との回答が15ポイントほど増えた。勉強や生活の習慣はどうか。平日1日あたりの「授業時間以外の勉強時間（塾も含む）」については、「3時間以上」「2～3時間」はあまり変化はないものの、「1～2時間」は小中とも5ポイントほど増えた。「テレビを見る時間やゲームをする時間などのルールを家の人と決めているか」では、小中とも「決めている」「どちらかといえば決めている」が増え、「決めていない」は減った。調査では子どもの「自己肯定感」についても尋ねている。「自分には、よいところがあると思うか」では、小中ともに「当てはまる」が8～9ポイントほど増加。「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思うか」も、質問を始めた14年から「当てはまる」が小6で11ポイント、中3で8ポイントほど増えた。学力調査のあり方を話し合う専門家会議の委員を務める垂見裕子・武蔵大学教授（教育社会学）は、勉強時

間の増加傾向について「学力向上のために学校がきめ細かな家庭学習指導を進めていることや、非正規雇用の増加などで不安が強まり、保護者が学歴を重視して塾などに投資していることが、背後にあるのではないか」とみる。自己肯定感の高まりについては「最近の学校現場ではプロセスや達成感を重視した活動や、子どものマイナス面ではなく良いところを意識した声かけ、子ども同士でお互いの頑張り認め合うといった取り組みが進んでいる」と語った。一方、子どもたちの実態は家庭環境などで大きく異なっているとみられ、垂見教授は「社会階層や地域ごとに、どこに課題があるのかを詳しく分析する必要がある」と指摘する。

■ 2017/9/9 【朝日新聞】

離婚の子、引き渡しルール 強制前に猶予期間 法制審試案

国民の財産に対する裁判所の強制手続きを定めた民事執行法について、法制審議会（法相の諮問機関）の部会は8日、中間試案をまとめた。離婚した夫婦の子供を親権者に引き渡す際の具体的なルールが初めて明文化されることや、債務者の財産情報について開示規定を設けることなどが柱だ。ただ、子供の引き渡しのルールについては一部で賛否が分かれており、今後修正される可能性もある。離婚した夫婦の子供についてはこれまで法的に明確な決まりがなく、車などと同様に同法の動産の規定を適用。裁判所は、親権者の申し立てがあれば、もう一方の親が引き渡しを拒んでも、強制的な連れ出しを行ってきた。親の不在時に連れ出す事例などもあり、子供の心身に負担を与えかねない、との指摘があった。このため試案では、子供の引き渡しに関する国際条約であるハーグ条約の理念を採用。強制的な連れ出しの前には2週間の期間を設け、日数に応じた制裁金を払わせて自主的な引き渡しを促すことや、強制的に連れ出せるのは親の面前や親と子供が住んでいる自宅などに限ることなどを原則とした。ただ、自主的な引き渡し期間の必要性については部会内に賛否があることが注記された。また、支払いに

応じない債務者の財産差し押さえに役立つ仕組みも盛り込まれた。債権者からの申し立てで裁判所が、債務者の口座情報を開示するよう金融機関に命じられるようにする。部会は今後、パブリックコメントを経て要綱案を作成。法務省は、これをもとにした改正法案を来年の国会に提出する見通し。

■ 2017/9/13 【朝日新聞】

朝鮮学校の無償化除外、 東京地裁は「適法」 国が勝訴

高校の授業料無償化について、国が朝鮮学校を適用対象外とした処分は適法かが争われた訴訟で、東京地裁（田中一彦裁判長）は13日、国の処分を適法と認め、原告の元生徒らの訴えを退けた。授業料無償化を巡っては、全国5カ所で朝鮮学校や元生徒が国を提訴。7月には、広島地裁が学校側を敗訴とする一方、大阪地裁は学校側の勝訴を言い渡し、判断が分かれていた。東京訴訟で、国側は北朝鮮や朝鮮総連と学校との関係について、「密接な関連があり、適正に学校が運営されている確証が無い」などとして、処分は適法だったと主張。学校側は「運営は適正。国の処分は政治的外交的判断によるもので違法だ」と訴えていた。

■ 2017/9/15 【朝日新聞】

公立校教員、20代増える 都市部で多い傾向 文科省調査

全国の公立小中高で、20代の教員の割合が増えていることが14日、文部科学省が発表した「学校教員統計調査」の中間報告でわかった。ベテラン教員の大量退職に伴って世代交代が進んでおり、特に首都圏などの小学校では20代の教員が2割以上になっている。

調査は3年ごとに実施されており、今回は2016年10月時点の状況を調べた。その結果、20代の教員は小学校が17・3%（前回比2・1ポイント増）、中学校が15・8%（同1・8ポイント増）、高校が10・8%（同1・8ポイント増）だった。世代交代の理由となっているのは、1971～74年の第2次ベビーブームで生まれた子どもたちの進

学に合わせて採用された教員たちが退職時期を迎え、新規採用が増えていること。50歳以上の教員は今回の調査でも小学校で36・2%、中学校で37・8%、高校で43・9%を占めており、大量退職は今後も続く見込み。一方、20代の小学校教員の割合を都道府県別にみると、奈良県の25・1%が最も高く、愛知県の24・1%、大阪府の24・0%、千葉県の23・5%と続く。このほかにも東京都が20・3%、福岡県が20・1%などで、都市部が特に多い。対照的に、青森、秋田、宮崎、鹿児島各県などでは20代が10%未満で、地域ごとのばらつきが大きい。今回の調査では、教員の平均年齢は公立小学校が43・4歳（前回44・0歳）、中学校が43・9歳（同44・1歳）と前回より低くなり、高校は46・0歳（同45・8歳）と上がっていた。国公立を合わせた大学の教員の平均年齢は49・1歳、短大は52・2歳、高等専門学校は47・7歳で、いずれも過去最高だった。

■ 2017/9/18 【朝日新聞】

独自の学力テスト、自治体2割超実施 小中学生対象 日大教授ら調べ

全国の市区町村教育委員会の2割以上が、小中学生を対象に独自の学力調査を実施していることが研究者の調べで分かった。「学力向上」が求められるなかでの傾向だが、国や多くの都道府県教委も同様の調査を実施しており、調査の目的が問われそう。学力調査の実施状況を調べたのは、日本大学の北野秋男教授（教育学）と佐賀大学の村山詩帆准教授（教育社会学）。昨年に全1788の都道府県・市区町村教委に照会し、752教委から回答を得た。このうち「独自の学力調査を実施している」と答えたのは53%の398教委で、全教委の約22%にあたる。回答があったうち、都道府県の77%、市区の55%、町村の48%が実施していた。文部科学省は都道府県と指定市教委の実施状況について調査をしているが、他の自治体は調べていない。北野教授が2012～13年、一部教委を対象に行った調査では、225教委が独自の調

査を実施しており、増加しているとみられる。実施している調査の詳細を聞いたところ、65%が「民間のテストを使っている」と答えた。都道府県では4%にとどまり、独自の問題を作成している場合が多かったが、市区は60%、町村は78%が民間テストを利用する。採点も、市区の92%と町村の94%が塾やテスト会社に委ねていた。文部科学省は07年から小6と中3を対象に全国学力調査を実施しており、現在は全市区町村教委が参加し、調査結果の提供を受けている。このため、市区町村教委が独自の調査を実施していると少なくとも年2回、都道府県教委も実施している場合は年3回の学力調査を受けている子どももいる。北野教授は「同じようなテストを繰り返す意味はない。テストの目的を明確にし、全体を見直す必要がある」と話す。市区町村教育委員会がなぜ、独自の学力調査を実施するのか。調査に回答した教委の92%は「学力の定着向上」を挙げた。独自調査が増え始めたのは2002年以降で、06年は27教委と最も多かった。「学力低下」が問題となり、全国学力調査の導入も決まった時期だ。関西地方の町教委は「全国学力調査で成績がふるわず、議会で質問されたのがきっかけだった」と明かす。「学力向上に力を入れる姿勢を示すためにもテストは不可欠」と言う。この町教委は民間テストを使っている。「全国基準と比較でき、作問や分析の手間もかからない」のが理由だ。他の教委の動向も影響している。東京都内のある区教委の担当者は「都の学力調査で区市別の結果が明らかになる。他区もテストに取り組むなか、実施しない選択肢はない」と語る。ただ、学校現場からは「テストが多すぎる」という声も出ている。都内の中学校教員は「テストは一日がかり。授業時間が足りなくなり、本末転倒だ」と述べる。九州地方の小学校長は「それぞれの学力調査で事前準備や事後対応が求められ、大変だ」と話す。20年度から全面実施される新しい学習指導要領では、授業時間もさらに増える。「時間をどうやりくりするか、今から頭が痛い」

■ 2017/9/24 【朝日新聞】

登下校の見守り「学校以外が担うべき」 文科省が方針

教員の長時間労働をめぐり、文部科学省は22日、授業以外の仕事の分担を見直す方針を示した。登下校の見守り活動や放課後の見回りを「学校以外が担うべきだ」としたほか、校内清掃などの見直しも提案した。労働時間を減らすのが目的だが、学校現場や地域で議論を呼びそうだ。文科省は見直しのため、授業以外の11の仕事を「教員のみが担える」「学校で教員以外が担うべき」「学校以外が担うべきだ」などに分類。この日、中央教育審議会の特別部会でその内容を説明した。分類の中で文科省は登下校の見守りや見回りは、明確な法的根拠がないため「学校以外が担うべきだ」と判断。保護者や地域住民らがすべき仕事だと位置づけた。また、校内清掃は「基本的には教員以外が担うべきだ」として、「合理的に回数や範囲を設定すべきだ」と提案した。ただ、中教審の委員からは「清掃活動が（子どもの）心の育成の手段にもなっている。教育としての扱いとの整合性も課題だ」との意見も出た。一方、給食指導は学習指導要領で特別活動とされており、文科省は「基本的に教員のみが担える」と分類。そのうえで、教室ごとではなくランチルームで子どもたちが一斉に食することなどによって、教員の負担を軽くできるとした。

■ 2017/9/25 【朝日新聞】

赤ちゃんポスト利用の母、 86%が孤立出産 過去3年

熊本市西区、慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」（赤ちゃんポスト）に、この3年間に子を預けた母親29人のうち、少なくとも25人（86%）が、医療機関でなく1人で出産した「孤立出産」だった。大学教授や医師らでつくる市の専門部会が23日、利用実態を公表した。公表されたのは、2014年4月～17年3月の状況。それによると、利用した母親は29人。直接または手紙などで状況が確認できた人のうち25人が孤立出産だった。ゆりかごは07年5月に開設され、市の専門部会などが2～3年

ごとに、利用実態や課題を検証している。孤立出産の割合は、3～6割で推移してきたが、今回は開設当初の3倍近い割合になった。専門部会長の山県文治・関西大教授（子ども家庭福祉学）は「出産を誰にも知られたくない母親に対する公的支援が行き届いていないことが原因」とみる。また今回は預けられた子どもに治療が必要だったケースが14件あり、増加傾向にある。「孤立出産の割合が高いことが影響しているのでは」と分析する。熊本市の大西一史市長は孤立出産の割合が高くなっていることに関して「母子ともに生命の危険に陥らないよう努める必要がある。熊本市だけでなく日本社会全体の問題として具体的なアクションを起こすよう国への働きかけを続けていく」と話した。

■ 2017/9/25 【朝日新聞】

見抜け児童虐待、検事対象に研修 子への聴取の注意点など学ぶ

増加する児童虐待事件に対応するため、最高検と法務省は25日から、医師や児童心理の専門家を招き、検事を対象とする初の研修会を始めた。全国の地検の検事24人が5日間の日程で虐待によるけがの見分け方や子供への聴取時の注意点を学ぶほか、児童相談所（児相）を訪問して職員らと意見交換する。厚生労働省によると、児相への児童虐待の相談は増え続け、2016年度12万2578件で過去最多。警察庁のまとめでも虐待の検挙件数は16年が1081件で前年の1・3倍だった。児童虐待は、親などの加害者が暴行を「転んでぶつけた」などと否認したり、家庭内のため、子供以外の目撃者がいなかったり、といった捜査の難しさがある。子供に何度も事情を聴けば心理的負担を増やす懸念も生じる。研修の講師で「大阪急性期・総合医療センター」（大阪市）の丸山朋子医師は「乳幼児の転倒などで頭骨内に重大な傷を負うことはまれで、重い外傷があれば大人による暴行を考えるべきだと検事に説明したい」と言う。一方で、親らを逮捕することなどで問題が解決するとは限らない。同じく講師を務める「四国こどもとおとなの医療センター」（香川県）の木下

あゆみ医師は「刑事処分が出た後も、医師は子供とその親を支える。大事なのは子供の幸せ。研修が、検事と医師が相互理解を深めるきっかけになれば」と期待する。最高検の担当者は「児童虐待は、検察だけでは完結しない分野だ。医学や心理などの専門性を深める機会にしたい」としている。

■ 2017/10/9 【朝日新聞】

小学英語「読む・書く」も 文科省が新教材 5、6年生向け

新学習指導要領への移行期間として来年度から小学校で英語の授業が増えることから、文部科学省は5、6年生向けに新しく作成した教材「We Can!」を公表した。以前からある「聞く」「話す」活動で英語に慣れ親しむことに加え、「読む」「書く」内容も盛り込んだ。新たな指導要領が全面实施される2020年度からは、5、6年生の英語が教科になり、「読む」「書く」取り組みも必要になる。同省は18～19年度に前倒しで授業を年間15コマずつ増やし、新指導要領の内容も扱うよう求めている。だが、この期間はまだ教科書がないため、文科省が新教材を作成。いまの5、6年生の英語（外国語活動）で使っている教材「Hi, friends!」とともに活用する想定だ。「We Can!」は、5年生用と6年生用の2冊。「行ってみよう」「東京五輪・パラリンピック」「小学校の思い出」など身近な題材を扱い、イラストや写真を多く使っている。「went（行った）」「saw（見た）」などの過去形や、「she（彼女）」といった三人称の単語も登場するが、文法を学ぶのではなく、基本的な表現に慣れることが目的だ。短い文章を読んだり、自己紹介の文を書いたりするページもある。冊子に対応した映像や音声のデジタル教材も今年度中に配布する。文科省が9月下旬に開いた新教材の説明会には、全国の教育委員会の担当者ら約300人が出席した。大分県佐伯市立明治小の福田優子校長は、「例文の構成や過去形の扱い方などに工夫を感じます。教師にとってのハードルはそれほど高くないと思う」と話した。一方、西日本の教委の担当者は「正

直なところ負担にはなりません」。会話のやりとりや読み書きを含む指導に加え、授業増を受けた時間割の組み方も課題になる。「軌道に乗るまでには時間がかかるのでは」来年度からは3、4年生も外国語活動の授業が15コマずつ始まる。文科省は今後、これらの学年向けの新教材も公表する方針だ。

■ 2017/10/25 【朝日新聞】

0歳児の2割、ほぼ毎日スマホ

0歳児の20%がほぼ毎日スマートフォンで動画や写真を見ている――。民間シンクタンクのベネッセ教育総合研究所が育児中の母親を対象とした調査で、こんな結果が出た。4年前の前回調査から約6倍に増え、親が手を離せない時などに乳幼児にスマホで遊ばせる「スマホ育児」が急速に浸透しているようだ子どもはスマホとどうつきあうべきか調査は3月に東京、神奈川、千葉、埼玉の首都圏に住む生後6カ月～6歳児がいる母親3400人を対象にネットで実施した。スマホを持っていた92・4%の中で、「子どもは家庭で1週間あたりどれぐらい見たり使ったりしているか」を尋ねたところ、「ほとんど毎日」と答えた0歳児の親は20・0%（前回調査3・5%）いた。ほかも1歳児24・4%（同10・7%）、2歳児25・9%（同18・9%）、3歳児23・2%（同19・9%）、4歳児20・0%（同10・7%）、5歳児15・6%（同12・3%）、6歳児18・4%（同8・2%）とすべての年齢で前回調査を上回った。頻度にかかわらず子どもがスマホを使うとしたのは71・4%で、どんな場面で使っているかを複数回答で聞くと「外出先での待ち時間」が33・7%で最多だった。「子どもが使いたがる時」が29・7%、「子どもが騒ぐとき」が23・5%、「自動車、電車などの移動」が21・6%、「親が家事で手が離せないとき」が15・2%と続いた。全体では1日あたりの使用時間は15分未満が最も多く、70・2%（同87・6%）だった。調査にあたった担当者は、「会話をしながらなら、絵本のよう

遊びなどの実体験とのバランスを考え、どう生活に取り入れるかが重要」と話している。

■ 2017/10/25 【朝日新聞】

心折れそう・・・

医療的ケア児に付き添う保護者

文部科学省の調査で、日常的に人工呼吸器などが必要な「医療的ケア児」が通学する際、6割以上が保護者に付き添われていることが明らかになった。校内で待機する「待機保護者」も多く、文科省は都道府県などに改善を求めた。調査は1056校の公立特別支援学校が対象。医療的ケアが必要な通学生（幼稚部～高等部）は5357人で、6割以上が通学や学校生活で保護者に付き添われていた。登下校と学校生活の両方は809人。学校生活だけでも17人いた（2016年5月）。校内での付き添いの半数以上は学校側などの要望だ。文科省によると、子どもが人工呼吸器を使う場合が多い。付き添いの平均日数は「週5回」（36・2%）、「週1回」（32・3%）の順で、平均時間は「4時間以上」（57・9%）が最多だった。厚生労働省の研究班のアンケートでは、特別支援学校に子どもを通わせている保護者約4600人のうち7割以上が「付き添いが生活や就労状況などに影響があった」と回答した。失職や転職、引っ越しなどを余儀なくされたという。負担軽減のため、文科省は13年度から特別支援学校の看護師配置費を補助している。16年度は計1665人の看護師が配置された。16年度からは一般校にも補助している。担当者は「まずは、医療的ケアを担える看護師がいるのに、学校で保護者を待機させているケースを減らしたい」と説明。都道府県と指定市に対し、待機や付き添いを減らすように求めている。流し台にたまった食器や山積みの洗濯物は、朝、自宅を出たときのままだ。新潟市に住む富樫明子さん（46）の家事は、いつも午後4時すぎから。同じ生活が7年間続く。「疲れ切って、心が折れそう」。毎日、新潟県立の特別支援学校に通う高校3年の長女鈴さん（17）に約6時間付き添う「待機保護者」。脳性マヒの影響で呼吸が浅い鈴さんには人工呼吸器が必要だ。体調不良でも付き添いは休めず、病院に行きづらい。

のどに痛みを感じた昨秋は、1週間市販薬でしのいだ。その後の受診で、へんとう切除が検討されるほど悪化していた。「体力が続かない。夫婦のどちらかが倒れたら生活が破綻（はたん）する」待機保護者は特別支援学校だけの問題ではない。岡山市の足立真悟さん（34）も今春までの約3年、学校の要望で市立小学校に通う5年生の長男大和君（11）に付き添った。介護休暇や育休、有給休暇を使った。足立さんは「休職が長くなると家計が苦しくなる。付き添いをなくしてほしい」と求めたが認められず、生活保護の受給などを提案されたという。足立さんは「会社があり、健康に問題もない。保護を受けるのは違う」と拒んだ。家賃の支払いなどが滞り、大和君の治療のために積み立てた約500万円を使った。「貯金はほとんどなくなった。今後の生活が不安」付き添いについては大和君の入学以降、再三相談してきた。看護師資格を持った看護支援員が大和君に付き添う週1日だけでもなくしてほしいという要望も通らなかった。市教委の担当者は「医者もいない、医療設備もない普通学校で人工呼吸器の操作を看護支援員に任せるのは負担が大きい」と話す。厚生労働省の研究班によると、19歳以下の「医療的ケア児」は約1万7千人（15年度）と推計され、10年間で8千人近く増えた。医学の進歩が影響しているが、高度なケアも求められる。ただ、人工呼吸器など命に関わる機器の扱いまで看護師に任せるのかは自治体によって判断が異なる。47都道府県立の特別支援学校の場合、6月現在で、12都県が人工呼吸器を使う子どもには原則、保護者に付き添いを求めている。新潟県教委は「指針で看護師は人工呼吸器を扱わない」。秋田県は「実施要綱で保護者対応と決まっている」。長野県は「命に関わるので慎重に構える必要がある」が理由だ。付き添いを求めているのは5県。看護師らが子どもごとに異なる医療的ケアの方法に慣れ、さらに保護者との信頼関係をつくりながら、少しずつ付き添いをなくしていた。付き添い負担を軽減したい考えた。山梨県は「研修などで看護師に技術を身につけてもらっている」という。4県は病院併設の特別支援学校や訪問教育で対応してい

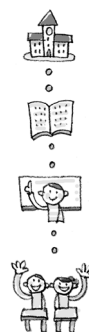
た。「個別に検討している」は26道府県。人工呼吸器を使う子どもを受け入れたことがない自治体もあり、実際の対応ははっきりしない。日本看護協会の荒木暁子常任理事は「医療的ケア児のリスクにどう向き合うかが大切。看護師が対応を覚える研修や、学校のサポート体制が必要だ」と話す。文科省は今年度、5道府県2市に事業委託し、人工呼吸器など高度な医療的ケアが必要な子どもへの対応マニュアル作成を研究中だ。対応方法を周知し、付き添いを減らす考えだ。

■ 2017/10/27 【朝日新聞】

いじめ把握数32万件で過去最多 前年度より10万件増

全国の小中高校などで2016年度に32万3808件のいじめが把握され、前年度から約10万件増えて過去最多になったことが分かった。文部科学省が26日、調査結果を発表した。特に小学校で増えており、文科省は「いじめを積極的に見つける対応が定着してきた」とみている仕事を途中で投げ出さないために「時間を見積もる」調査は毎年実施しており、子どもの自殺などについても調べている。自殺は前年度より29人多い244人で、過去30年で最多。ただ、警察庁の統計によると昨年度に自殺した子どもは348人に上っており、学校が把握できていないケースもある。文科省は、全国の約3万8千校が子どもへのアンケートや面談などで把握したいじめの件数を集計している。今回から「けんかやふざけ合いでも事情を調べ、いじめにあたるか判断する」と呼びかけしており、子ども同士のトラブルが以前よりも幅広く「いじめ」と判断された可能性がある。いじめの90・6%にあたる29万3348件は「解消している」とされ、9・1%が「解消に向けて取り組み中」だった。学校別では、小学校で23万7921件（前年度比8万6229件増）と最も多く、特に低学年で増えた。中学校は7万1309件（同1万1807件増）、高校は1万2874件（同210件増）、特別支援学校は1704件（同430件増）だった。1年を通じて30日以上学校に行かなかった不登校は、小学校で3万1151人（1千

人あたり4・8人）、中学校は10万3247人（同30・1人）で、いずれも1千人あたりで過去最多となった。小学校では暴力行為も増えており、前年度比33・8%増の2万2847件だった。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.155

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2017年12月20日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円